

**計画書記載例1:規則第3条第1号(エネルギー管理指定工場等)に該当する者**

静岡県知事 川勝 平太 様

・本社の住所・代表者の氏名を記載してください。 ・本社代表者以外が提出する場合は、委任状を添付してください(様式任意)	住所	静岡県静岡市葵区追手町0-0
	氏名	静岡県庁株式会社 代表取締役 静岡 太郎
		<b>押印不要</b>
申請者番号		111111

・対象者が提出する新規の計画書は、「第1項」となります。

電子申請する場合は、記入してください。紙提出の場合は記入不要です。  
 ※申請者番号交付の手続きは別途記載。  
**原則、電子申請で御提出ください。**

静岡県地球温暖化防止条例第12条 **第1項** の規定

特定事業者	氏名 (名称及び代表者の氏名)	静岡県庁株式会社 代表取締役 静岡 太郎
	住所 (主たる事務所の所在地)	〒 420-0000 静岡県静岡市葵区追手町0-0 (電話番号) 054-221-1000
	名称	静岡県庁株式会社 静岡工場
	所在地	〒 420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 (電話番号) 043-221-3781
本報告書作成担当	所属	環境政策課
	連絡先	静岡 次郎 〒 420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 (電話番号) 043-221-3781 (Eメールアドレス) kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp
該当する事業者要件	静岡県地球温暖化防止条例施行規則第3条	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号	
	<input type="checkbox"/> 第4号 (該当する温室効果ガスの種類)	事業所 台)
事業所において行われる事業	31 輸送用機械器具製造業	
計画の内容	別紙1、2のとおり	

(注)

- 1 静岡県地球温暖化防止条例施行規則第3条第1号又は第4号に該当する事業者は、対象となる事業所ごとに提出すること。
- 2 該当する口にレ印を記入すること。
- 3 変更の場合にあっては、変更内容が分かるように記入すること。なお、別紙の内容に変更がなければ、別紙の添付は不要とする。

(別紙1)

1 計画期間

計画期間	令和	3	年度	～	令和	5
------	----	---	----	---	----	---

原則、提出年度から3年間としてください。  
 ※やむを得ない事情がある場合は2年以内でも可

2 温室効果ガスの排出量の削減目標

	基準年度		目標年度		対基準年度比
	令和	2	年	令和	
<input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出量A	二酸化炭素換算 (t)		二酸化炭素換算 (t)		
	5,051		5,100		
<input checked="" type="checkbox"/> 原単位排出量A/B	505.10		463.64		
温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値B	10.0 百万個 ( 生産数量 )		11.0 百万個 ( 生産数量 )		
Bの選択理由	生産数量により、設備の稼働時間が大きく影響を受けるため				

適切な指標を任意に選択してください。

別紙2を参考に、必ず記入してください。また、目標年度の値を必ず設定してください。

Aを選択した場合は記入不要です。  
 A/Bを選択した場合は、省エネ法の定期報告を参考に、密接な関係を持つ値を設定し、その値を入力してください。  
 ※省エネ法と異なる指標でも構いません。

3 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施する重点対策

(1) 基本対策

実施年度	対策区分	設備・項目	対策メニュー	温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施する措置	期待する削減効果
3	運用対策	一般管理	推進体制の整備	ア 環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムの導入に努めるなどして、温室効果ガスの排出の抑制を効果的に推進するために、責任者の設置、マニュアルの作成及び社内研修体制の整備を行うこと。	0.3%
3	運用対策	設備の運用改善	燃焼合理化	・空気比を最適に設定すること。	0.5%
3-5	運用対策	設備の運用改善	変換合理化_イ照明・事務機器	・照明設備は、照度の適正化を図るとともに、適宜調光による減光又は消灯を行うことにより、過剰又は不要な照明をなくすこと。	0.5%
3	ドロップダウンリスト(指針(別表4)基本対策一覧)から、計画期間内に行う予定の対策を任意に選択してください。				0.5%
3-5	設備導入	その他	燃料の選択	単位発熱量当たりの二酸化炭素排出量が小さい燃料を優先的に選択して使用すること。	1.00%
4	設備導入	その他	再エネ・未利用エネ活用	ア 太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、バ、小型水力発電等の再生可能エネルギーに係る設備を導入すること。	
5	運用対策	一般管理	運転管理	設備は、負荷の状況に応じ、高効率の運転が運転管理を行うこと。特に、設備が複数の設いる場合は、総合的なエネルギー効率を向上荷の状態に応じ、稼働台数の調整、稼働機器の適正配分を行うこと。	
3-5	設備導入	その他	余剰蒸気の活用等	ア 利用価値のある高温の燃焼ガス又は蒸気が存在する場合には、発電、作業動力等への有効利用を検討すること。また、複合発電及び蒸気条件の改善により、熱の動力等への変換効率を向上させること。	3.0%

左に記載した対策により、選択した指標(温室効果ガス排出量または原単位排出量)を削減できる見込みを割合で記載してください。

(2) (1) 以外の特色ある取組

実施年度	対策区分	設備・項目	対策メニュー	温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施する措置	期待する削減効果
3-5	二酸化炭素の吸収源対策	二酸化炭素の吸収源対策	山林での植林活動等を行い、吸収源対策を行うこと。	事業所周辺の〇〇の森において、△月に職員約××人で植林活動（約□□本）を行う。	
3	地域や社員の家庭への普及啓発	社員の家庭への普及	温暖化防止に関する社員教育の中で、社員の家庭での省エネルギーと	〇月に社員教育（温暖化防止研修会）を行い、各社員に対し温暖化防止に関する研修を行う。また、研修の中で家庭内の省エネチェックを行うことで、家庭内での省エネ行動につな	
<p><b>ドロップダウンリスト(指針(別表6)其他対策一覧)から、計画期間内に行う予定の取組内容に近い区分を任意に選択してください。</b></p>				<p><b>(1)に記載した以外の特色ある取組の内容を任意に記載してください。</b></p>	
4-5	地域や社員の家庭への普及啓発	地域等連携	し、環境に関するイベントや出前講座を開催すること。	地域のNPOと連携し、近隣の△△小学校の環境出前講座を開催する。	
5	エネルギー起源以外の削減取組	廃棄物削減対策	その他	バイオプラントの導入により、残原料の徹底	

左に記載した対策により、選択した指標(温室効果ガス排出量または原単位排出量)を削減できる見込みを割合で記載してください。なお、不明の場合は空欄でも構いません。

4 温室効果ガスの排出の抑制以外に実施する措置

(1) 静岡県地球温暖化対策 企業参加型事業への参画

参画年度	事業名	計画した参画の内容
3-5	ふじのくにCOOLチャレンジ	社員に温暖化防止アプリ「クルポ」への参加を呼びかけ。
3	環境マネジメントシステム(エコアクション21、ISO14001等)の普及啓発	エコアクション21について、業界関連企業に取得を促進
4-5	しずおか未来の森サポーター制度(協定締結企業)	緑の森サポーターとして、〇〇市と協定を結び、△△の森にて森林整備活動を実施
<p><b>ドロップダウンリスト(指針(別表7)県事業一覧)から、計画期間内に行う予定の参画事業の内容を任意に選択してください。</b></p>		<p><b>左に記載した事業への参画の内容(具体的な関わり方)を記載してください。</b></p>
5	静岡県リサイクル認定製品	新規に製造するリサイクル製品「〇〇」について、認定を取得

備考

- 「基準年度」は計画期間の初年度の前年度とし、「目標年度」は計画期間の最終年度とすること。
- 「温室効果ガスの排出の量の削減目標」欄については、削減目標を立てるに当たって指標とするものを「区分」の欄からいずれか選択し、該当する□にレ印を記入すること。この場合において、「原単位排出量 A/B」を選択した場合においても「温室効果ガス排出量 A」の値は記入すること。

(別紙2) 基準年度のエネルギー使用状況

エネルギーの種類	エネルギー使用量			販売したエネルギーの量			F = B - E (※1)	二酸化炭素 排出量 (t-CO <sub>2</sub> ) G (※5)	単位発熱量			
	数値 A	単位	熱量 (GJ) B = A × C	数値 D	単位	熱量 (GJ) E = D × C			数値 C	単位		
燃料		kl	0.0		kl	0.0	0.0	0	38.2	GJ/kl		
		kl	0.0		kl	0.0	0.0	0	35.3	GJ/kl		
		100.0	kl	3460.0		kl	0.0	3,460.0	232	34.6	GJ/kl	
			kl	0.0		kl	0.0	0.0	0	33.6	GJ/kl	
	灯油	200.0	kl	7340.0		kl	0.0	7,340.0	498	36.7	GJ/kl	
	軽油	200.0	kl	7540.0		kl	0.0	7,540.0	517	37.7	GJ/kl	
	A重油	400.0	kl	15640.0		kl	0.0	15,640.0	1,084	39.1	GJ/kl	
	B・C重油		kl	0.0		kl	0.0	0.0	0	41.9	GJ/kl	
	石油アスファルト		t	0.0		t	0.0	0.0	0	40.9	GJ/t	
	石油コークス		t	0.0		t	0.0	0.0	0	29.9	GJ/t	
	石油ガス	液化石油ガス (LPG)	100.0	t	5080.0		t	0.0	5,080.0	300	50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>	0.0		千m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0	44.9	GJ/千m <sup>3</sup>
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)		t	0.0		t	0.0	0.0	0	54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>	0.0		千m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0	43.5	GJ/千m <sup>3</sup>
	石炭	原料炭	100.0	t	2900.0		t	0.0	2,900.0	261	29.0	GJ/t
		一般炭		t	0.0		t	0.0	0.0	0	25.7	GJ/t
		無煙炭		t	0.0		t	0.0	0.0	0	26.9	GJ/t
	石炭コークス		t	0.0		t	0.0	0.0	0	29.4	GJ/t	
	コールタール		t	0.0		t	0.0	0.0	0	37.3	GJ/t	
	コークス炉ガス		m <sup>3</sup>	0.0		m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0	21.1	GJ/千m <sup>3</sup>	
高炉ガス		千m <sup>3</sup>	0.0		千m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0	3.41	GJ/千m <sup>3</sup>		
転炉ガス		千m <sup>3</sup>	0.0		千m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0	8.41	GJ/千m <sup>3</sup>		
その他の燃料	都市ガス (※2)	500.0	千m <sup>3</sup>	22500.0		千m <sup>3</sup>	0.0	22,500.0	1,122	① 45.00	GJ/千m <sup>3</sup>	
	( )		千m <sup>3</sup>	0.0		千m <sup>3</sup>	0.0	0.0	0	①	GJ/千m <sup>3</sup>	
小計			64,460.0			0.0	64,460.0	4,014				
熱	産業用蒸気		GJ	0.0	1,000.0	GJ	1020.0	▲ 1,000.0	▲ 60	1.02	GJ/GJ	
	産業用以外の蒸気		GJ	0.0		GJ	0.0	0.0				
	温水		GJ	0.0		GJ	0.0	0.0				
	冷水		GJ	0.0		GJ	0.0	0.0				
小計			0.0			1,020.0	▲ 1,000.0					
電気	電気事業者 (※3)	昼間買電	2,000.0	千kwh	19940.0	千kwh						
		夜間買電	500.0	千kwh	4640.0	千kwh						
	その他	上記以外の買電		千kwh	0.0		千kwh					
		自家発電		千kwh		100.0	千kwh			▲ 46		
小計			24,580.0									
合計			89,040.0			1,020.0	63,460.0	5,051				

左の燃料等を使用した場合に、その数量を入力してください。

左の燃料等を他者に販売した場合に、その数値を入力してください。

ドロップダウンリスト(県内の都市ガス事業者の単位発熱量)から選択してください。  
※事業者ごとの発熱量は欄外にも記載があります。  
※リストにない場合は手入力してください。

原油換算 (kl)		2,297.2	1事業所あたり1,500kl以上の場合、当制度の対象(第1号事業者)となります。
電気の排出係数(買電に係るもの)(※3)(t-CO <sub>2</sub> /千kWh)②	電気事業者 (※4)	0.457	この値が別紙1の2(基準年度の温室効果ガス排出量A)に転記されます。 ※原則、省エネ法定期報告の温室効果ガス排出量と一致しますが、端数調整の都合等で一致しない場合も、やむを得ないものとします。
	その他	0.457	
	電気の排出係数(自家発電に係るもの)(※4)(t-CO <sub>2</sub> /千kWh)③	0.457	

- ※1 熱についてはA-Dとする。
  - ※2 都市ガスの①欄の数値は、ガス供給事業者ごとの
  - ※3 電気のうち買電に関するものは、各電力事業者の
  - ※4 電気の排出係数は、各電力会社から公表される基
  - ※5 Fの値に、地球温暖化対策の推進に関する法律施
- ドロップダウンリスト(電気事業者ごとの基礎排出係数)から選択してください。  
※リストにない場合は手入力してください。  
※複数の電気事業者と契約している場合は、印刷範囲外(右)の表から加重平均値を算定し、手入力してください。
- たもの)を欄外②)に記入する。  
る値を記入する。なお、電気のうち買電に関するものは